

第3期秋田県がん対策推進計画の中間評価と見直しについて

1 背景

(1) 第3期秋田県がん対策推進計画の位置づけ

「第3期秋田県がん対策推進計画」(以下「本計画」という。)は、がん対策基本法第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画であり、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針である。

※本計画の期間：平成30年度から令和5年度まで(6年間)

(2) 中間評価と見直しについて

本計画において、「中間年度の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う」としていることから、令和2年度に目標達成度の検証や評価を行い、令和3年度からの計画後半に向けた見直しを行う必要がある。

2 中間評価と見直しのポイント

本計画では、「がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施」、「総合的かつ計画的ながん対策の実施」及び「県民の参加と関係者の連携・協力によるがん対策の実施」を基本方針とし、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」及び「基盤の整備」の4分野における分野別の施策と個別目標を定めている。

本計画の見直しに当たっては、個別目標の135指標における目標達成度を検証・評価するとともに、法改正等による状況の変化^{*1}を踏まえた上で、今後取り組むべき方向性を明らかにする。

本計画の見直し内容を、医療計画に反映させる。

※1 法改正等による状況の変化

【がん予防(1次予防)】

- 改正健康増進法(平成30年7月公布、令和2年4月1日全面施行)
- 秋田県受動喫煙防止条例(令和元年7月公布、令和2年4月1日全面施行)

【がん医療の充実(拠点病院等)】

- がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針(平成30年7月改正)

【がんとの共生(緩和ケア研修会)】

- がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針(平成30年4月1日適用、平成30年5月9日最終改正)

【基盤の整備(がん教育)】

- 平成29年度～「がん教室実施要項」(教育委員会)
- 新学習指導要領(小学校R2年度～、中学校R3年度～、高等学校R4年度～)

3 スケジュール

【R元年度】 2月3日	「秋田県健康づくり審議会がん対策分科会」 ・中間評価の内容等について
【R2年度】 4月～10月 11月24日 12月1日 ～12月31日 1月中旬 2月 3月中旬 3月下旬	・データの収集、現状値の更新 ・必要に応じて指標や目標値等の修正案を作成 「秋田県健康づくり審議会 第1回がん対策分科会」 ・中間評価について ・中間見直し版（素案）について ・パブリックコメント ・関係機関への意見照会 「秋田県健康づくり審議会 第2回がん対策分科会」 ・中間評価について ・中間見直し版（案）について 「秋田県議会福祉環境委員会」 ・中間評価と見直しについて 「秋田県健康づくり審議会」 ・中間評価と見直しについて 「第3期秋田県がん対策推進計画 中間見直し版」成案
【R3年度】 4月1日～	「第3期秋田県がん対策推進計画 中間見直し版」施行